

平成十三年国土交通省令第八十六号

踏切道改良促進法施行規則

踏切道改良促進法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五号)の施行に伴い、並びに踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第三条第一項並びに第四条第一項及び第八項の規定に基づき、踏切道の立体交差化、構造の改良及び保安設備の整備に関する省令を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令で「保安設備」とは、踏切遮断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段型遮断装置、大型遮断装置、オーバーハンプ型警報装置、踏切支障報知装置及び踏切監視用カメラをいう。

第二条 この省令で「一日当たりの踏切自動車交通遮断量」とは、当該踏切道における自動車(二輪のものを除く。以下同じ。)の一日当たりの交通量に一日当たりの踏切遮断時間(踏切道の通行が遮断されている時間をいう。以下同じ。)を乗じた値をいう。

第三条 この省令で「一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量」とは、当該踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量に一日当たりの踏切遮断時間を乗じた値をいう。

(改良すべき踏切道の指定に係る基準)

第二条 踏切道改良促進法(以下「法」という。)第三条第一項の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準は、次のいずれかに該当する踏切道であることとする。

一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの

二 一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの

三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの

四 踏切道における歩道(道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道(道幅構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第二条第四号に規定する車道をいう。以下この号において同じ。)以外の部分をいう。以下この条において同じ。)の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの

イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの

ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの

ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上(踏切道が通学路である場合には、五百以上)のもの

ニ 踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が百以上(踏切道が通学路である場合には、四十以上)のもの

五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの

イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの

ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が一メートル以上のもの

ハ 前号ハ及びニに該当するもの

六 踏切遮断機が設置されていないもの
踏切支障報知装置が設置されていないもの(自動車が通行できるものであつて、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの(禁止される予定のものを含む。)以外のものに限る。)

八 直近五年間において二回以上の事故が発生したるもの
九 通学路であるものであつて幼稚、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであつて高齢者、障害者等(高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十

一号)第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。)の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十一 鉄道と特定道路(高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第二条第十号に規定する特定道路をいう。)とが交差している場合におけるものであつて移動等円滑化(同条第二号に規定する移動等円滑化をいう。)の促進の必要性が高いと認められるもの

(踏切道改良基準)

第三条 法第三条第一項に規定する踏切道改良基準は、次の各号に掲げる特定指定要因基準(当該第一項において同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準をいう。以下この項及び第十二条第一項第一号から第七号までに掲げる基準(道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業又は鉄道施設の整備に係る事業のうち立体交差化、構造の改良(踏切道に接続する鉄道又は道路の構造の改良を含む。)、平滑化、舗装の着色(歩行者と車両(道路交通安全法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。次項において同じ。)とを分離して通行させるための踏切道の着色をいう。第六条第二号において同じ。)、歩行者等立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者又は自転車が安全かつ円滑に鉄道を横断するための立体的な通路をいう。)の整備、保安設備の整備、踏切道密接連道路の改良、駅の出入口の新設その他の改良の方法(以下この条及び第六条第三号において「特定改良方法」という。)であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切道が特定指定要因基準に該当しなくなると認められるものであること。

二 前条第八号から第十号までに掲げる基準(特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、事故の防止に著しく効果があると認められるものであること。

三 前条第十一号に掲げる基準(特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、事故の防止又は交通の円滑化に著しく効果があると認められるものであること。

四 前条第十二号に掲げる基準(特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、事故の防止又は交通の円滑化に著しく効果があると認められるものであること。

五 地形の状況その他の特別の事情により前項に定める基準に適合する改良の方針により踏切道を改良することが著しく困難であると国土交通大臣が認める場合における法第三条第一項に規定する踏切道改良基準は、前項の規定にかかわらず、特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切道における歩行者又は車両の交通量の減少に資するものその他の事故の防止又は交通の円滑化に相当程度寄与することが見込まれるものとして国土交通大臣が認めるものであることとする。

(通知の方法)

第四条 法第三条第七項の規定による通知は、当該踏切道が第二条各号に掲げる基準のいずれに該当するかを明らかにしてするものとする。

(地方踏切道改良計画の添付書類)

第五条 法第四条第一項又は第十二条の規定により提出する地方踏切道改良計画には、踏切道付近の略図及び工事の概要を説明するために必要な図面を添付しなければならない。

2 前項の規定は、法第五条第一項の規定により提出する地方踏切道改良計画について準用する。ただし、既に国土交通大臣に提出されている添付書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(地方踏切道改良計画の提出を要しない踏切道の改良の方法)

第六条 法第四条第一項ただし書の国土交通省令で定める踏切道の改良の方法は、次に掲げるものとする。

一 保安設備の整備

二 鋼装の着色

三 前二号に掲げるもののほか、特定改良方法であつて、法第三条第一項の規定による指定の日からおおむね五年以内に当該踏切道の改良を完了するもの

(地方踏切道改良計画の記載事項)

第七条 法第四条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改良を実施する踏切道の位置並びに当該踏切道に係る鉄道の線区名及び道路の路線名

二 工事の概要

三 工事に要する費用の総額及びその内訳

四 踏切道の近傍に立地する他の踏切道に関する事項がある場合には、その事項

五 踏切道の改良に重大な関係を有する事項がある場合には、その各号に掲げるもののほか、踏切道の改良に重大な関係を有する事項がある場合には、その

六 前各号に掲げるもののほか、踏切道に接続する道路に沿つて設けられた通路又は広場とする。

(滞留施設設置)

第八条 法第四条第六項の国土交通省令で定める施設は、踏切道に接続する道路に沿つて設けられた通路又は広場とする。

(国踏切道改良計画の記載事項)

第九条 法第六条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、第七条各号に掲げる事項とする。

(特定道路改良の公示)

第十一条 法第七条第二項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 特定道路改良に係る道路の種類及び路線名

二 特定道路改良の区間及び開始の日(特定道路改良の全部又は一部を完了したときにつきには、完了の日)

(滞留施設協定の公告等)

第十二条 法第九条第一項の公告及び同条第三項の公示(同条第四項において準用する場合を含む)は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 協定滞留施設の名称

二 協定滞留施設協定の有効期間

三 滞留施設協定の縦覧又は滯留施設協定の写しの閲覧の場所(評価)

第十三条 法第十二条第一項の評価は、正当な理由がある場合を除き、踏切道の改良の完了後、遅滞なく行わなければならない。この場合において、当該評価は、当該踏切道の改良の完了後の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況の調査及び分析を行うとともに、当該踏切道の改良の完了後の踏切道が特定指定要因基準に該当するかどうかを明らかにすることにより行うものとする。

2 法第十二条第二項の規定による届出は、同条第一項の評価を実施した後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

一 踏切道の名称

二 改良を実施した踏切道の位置並びに当該踏切道に係る鉄道の線区名及び道路の路線名

三 実施した踏切道の改良の方法(当該踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業を実施した場合にあつては、実施した踏切道の改良の方法及び当該事業の内容)

四 踏切道の改良を実施した期間

五 踏切道における安全かつ円滑な交通の確保に関する状況の評価の結果

六 前各号に掲げるもののほか、踏切道における安全かつ円滑な交通の確保に関する状況に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定に係る基準)

第十三条 法第十三条第一項の災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性、踏切道を通過する列車の運行の状況、踏切道の周辺における鉄道と道路との交差の状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準は、次のいずれかに該当する踏切道であることをとする。

一 鉄道と次のいずれかに該当する道路が交差している場合における踏切道(当該踏切道を通過する列車の一時間の運行回数が十回以上のものに限る)であつて、市街地(最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう)に存し、かつ、当該踏切道において災害時に継続的な通行の遮断が発生し、当該踏切道を迂回する場合における所要時間が、当該踏切道を通行する場合に比して十分以上増加すると見込まれるもの

イ 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の十九第一項各号に該当する道路

ロ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画において緊急輸送を確保するため必要な道路として定められている道路

二 前号に掲げるもののほか、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の適確な管理により災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性が特に高いと認められるもの

(踏切道災害時管理基準)

第十四条 法第十三条第一項に規定する踏切道災害時管理基準は、次に掲げる要件の全てを満たすものであることとする。

一 災害時における鉄道事業者と道路管理者との間の連絡体制及びこれらの者と関係機関との間の連絡体制を整備していること。

二 災害時において鉄道事業者及び道路管理者がとるべき次に掲げる措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領を作成していること。

イ 灾害が発生した場合における点検を開始すること。

ロ 踏切道における継続的な通行の遮断の発生及び踏切遮断時間の見込みについて情報を提供すること。

ハ 踏切道における継続的な通行の遮断を解消すること。

三 鉄道事業者及び道路管理者が災害時における踏切道の適確な管理のためによるべき措置に関する訓練を定期的に実施することとしていること。

(地方踏切道災害時管理方法の添付書類)

第十五条 法第十四条第一項の規定により提出する地方踏切道災害時管理方法には、踏切道付近の略図を添付しなければならない。

2 前項の規定は、法第十四条第九項の規定により提出する地方踏切道災害時管理方法について準用する。ただし、既に国土交通大臣に提出されている添付書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます。

(補助の申請)

第十六条 法第十九条第一項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、指定踏切道の改良又は災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために使う保安設備の整備(以下こ

の条及び次条において「保安設備の整備」という。)に関する工事が完了した日(保安設備の整備に関する工事が完了した日において当該完了した日の属する年(保安設備の整備に関する工事が完了した日が一月一日から二月末日までである場合には、その前年の)の四月一日の属する事業年度の前事業年度(以下この条において「前事業年度」という。)の決算が終了していない場合は、当該決算の終了の日。以下この条において「申請期間の開始の日」という。)から翌年(申請期間の開始の日が一月一日から三月十日までである場合には、その年の)の三月十日までに、保安設備整備費補助金交付申請書(第一号様式)に次の書類を添付し、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 保安設備整備費決算表(第二号様式)

二 前事業年度末からさかのぼり一年間に係る鉄道事業会計規則(昭和六十二年運輸省令第七号)第五条の規定により作成した損益計算書

三 前事業年度末における鉄道事業会計規則第五条の規定により作成した貸借対照表

(保安設備整備工事完了届)

第十七条 法第十九条第一項の規定により補助を受けようとする鉄道事業者は、保安設備の整備に関する工事が完了したときは、遅滞なく、保安設備整備工事完了届(第三号様式)を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

第十八条 法第十九条第三項の規定により、同項に規定する補助金の交付が独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合には、前二条中「地方運輸局長を経由して」とあるのは「独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構理事長」とある。

(補助金の交付が独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合の特例)

第十九条 踏切道改良促進法施行令(昭和三十七年政令第三百二号。以下「令」という。)第二条の事業用固定資産の価額は、第八条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額とする。

(各事業に関連する営業外収益等の配賦)

第二十条 鉄道事業者が鉄道事業(軌道業を含む。以下同じ。)以外の事業を經營する場合には、各事業に関連する営業外収益、営業外費用及び事業用固定資産の価額は、次に掲げる割合により鉄道事業に配賦するものとする。

一 営業外収益にあつては、各事業の営業収益の百分率

イ 支払利息にあつては、各事業に専属する事業用固定資産につき第十六条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率
ロ 支払利息以外の営業外費用にあつては、各事業に専属する事業用固定資産につき第十六条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率

三 事業用固定資産の価額にあつては、各事業に専属する事業用固定資産につき第十六条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率

四 第二十一条 立体交差化工事施行者にあつては、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
一 次に掲げる事項を記載した特定連続立体交差化工事(令第五条に規定する特定連続立体交差化工事をいう。以下同じ。)に関する工事実施計画
イ 特定連続立体交差化工事の設計の概要
ロ 特定連続立体交差化工事に要する費用の総額及びその内訳
ハ 特定連続立体交差化工事の工程表
二 次に掲げる事項を記載した特定連続立体交差化工事に関する資金計画
イ 資金の調達方法
ロ 資金の使途

三 特定連続立体交差化工事に関する收支計画
四 特定連続立体交差化工事を適確に行うに足りる能力があることを説明した書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
ロ 役員又は社員の履歴書

ハ 株式会社にあつては、発行済株式の総数の五パーセント以上の株式を所有する株主の名簿

ニ 最近の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

ホ 組織を明らかにする書類

ヘ 法第二十条第一項の同意を得たことを証する書類

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為の謄本
ロ 発起人、社員又は設立者の履歴書

ハ 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類

ニ 組織を明らかにする書類

ホ 法第二十条第一項の同意を得たことを証する書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類
(立体交差化工事施行者の決定の通知)

第二十二条 国土交通大臣は、前条第一項の申請をした者が令第六条の要件に適合すると認めるとときは、当該申請をした者並びに関係都道府県及び市町村に対し、その旨を通知するものとする。

(貸付申請の手続)

第二十三条 前条の通知を受けた都道府県又は市町村は、法第二十条第一項の国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 都道府県又は市町村の当該年度における特定連続立体交差化工事に係る貸付けの金額及びその時期

二 都道府県又は市町村の貸付けを受ける立体交差化工事施行者の当該年度における特定連続立体交差化工事に関する工事実施計画の明細

三 都道府県又は市町村の貸付けを受ける立体交差化工事施行者の当該年度における特定連続立体交差化工事に関する資金計画の明細

四 都道府県又は市町村の貸付けの条件

(報告の徴収)

第二十五条 鉄道事業者又は道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この項において同じ。)は、法第二十二条の規定により国土交通大臣から踏切道の改良の実施の状況、災害が発生した場合における踏切道の管理の実施体制その他必要な事項について報告を求められたときは、報告書を、鉄道事業者にあつては地方運輸局長を経由して国土交通大臣に、道路管理者にあつては国土交通大臣に、それぞれ提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(踏切道の保安設備の整備に関する省令及び踏切道の立体交差化及び構造の改良に関する省令の廃止)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 次の省令は、廃止する。

第2号様式

第1号様式

国土交通大臣 殿

年 月 日
住 所
氏名又は名称

記

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円
2 工事に要した費用の総額 金 円
3 工事が完了した保安装置

踏切道名	保安装置の種類	踏切道に係る道路の種類	工事に要した費用(円)	工事完了年月日
計	箇所		計	

備考 保安装置の種類欄には、踏切遮断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段型遮断装置、大型遮断装置、オーバーハング型警報装置、踏切支障報知装置又は踏切監視用カメラの別を記入し、踏切遮断機については、自動式又は手動式の別をかっこ書きで記入すること。

- 一 踏切道の保安設備の整備に関する省令（昭和三十六年運輸省令第六十四号）
- 二 踏切道の立体交差化及び構造の改良に関する省令（昭和三十七年運輸省・建設省令第一号）
- 附 則（平成一八年三月三一日国土交通省令第五〇号）
(施行期日)
- 第一条 この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。
(踏切道の保安設備の整備の補助に関する省令の廃止)
- 第二条 踏切道の保安設備の整備の補助に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十号）は、廃止する。
- 附 則（平成二三年三月三一日国土交通省令第三二号）抄
(施行期日)
- 1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第三九号）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）
(施行期日)
- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 附 則（令和三年三月三一日国土交通省令第三一号）抄
(施行期日)
- 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
- 第1号様式

第2号様式

保安装置費決算表

氏名又は名称

1 総括表

(1) 踏切道の名称及び位置
(2) 保安装置の種類
(3) 工事に要した費用

本工事費	金	円
附帯工事費	金	円
用地費	金	円
補償費	金	円
機械器具費	金	円
工事雑費	金	円
計	金	円

備考 1 本表は、踏切道ごとに作成すること。
2 保安装置の種類は、踏切遮断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段型遮断装置、大型遮断装置、オーバーハング型警報装置、踏切支障報知装置又は踏切監視用カメラの別を記入し、踏切遮断機については、自動式又は手動式の別をかっこ書きで記入すること。

2 明細表

区分	種別	数量	単価	金額
			円	円

備考 1 本表は、踏切道ごとに作成すること。
2 区分欄には、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費について詳細に記入すること。
3 種別欄には、資材の名称、形状、寸法及び品質（規格）並びに工事に使用した労務者の職種等を記入すること。

第3号様式

国土交通大臣 殿

年 月 日
住 所
氏名又は名称

保安設備整備工事完了届

下記のとおり指定踏切道の改良又は災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために行う保安設備の整備に関する工事が完了しました。

記

1 踏切道の名称及び位置

2 保安設備の種類

3 踏切道に係る道路の種別

4 工事に要した費用 金 円

5 工事完了年月日

備考 保安設備の種類は、踏切遮断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段型遮断装置、大型遮断装置、オーバーハング型警報装置、踏切支障報知装置又は踏切監視用カメラの別を記入し、踏切遮断機については、自動式又は手動式の別をかっこ書で記入すること。